

# 住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金

住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金を支給します。受け取れる給付金はどちらか1つです。

**支給額** 1世帯あたり10万円  
**申請先** 福祉課、上下支所市民生活係

▶**住民税非課税世帯**…基準日の令和3年12月10日に世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

※支給対象と思われる世帯には確認書を送付しています。申請案内書をお持ちで、まだ申請していない人は早めに申請してください。

**申請期限** 5月31日(火)

▶**家計急変世帯**…令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全体が住民税非課税相当であると認められる世帯

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であること。

**申請期限** 9月30日(金)

※申請が必要なため、該当すると思われる人は相談してください。

**問い合わせ先** 福祉課 (☎43-7148)

特に窓口が混み合う  
休み明けの利用が  
おすすめ！



## マイナンバーカードで コンビニ交付サービスの利用を

◎いつでも・どこでも・安心して証明書が取得可能

- ▷市役所窓口が開いていない早朝や夜間、土・日曜、祝日でも、証明書の取得ができます。
- ▷市役所まで行かなくても、近くのコンビニなどで取得できます。居住している市区町村でなくても、全国のコンビニで取得できます。
- ▷店舗内のマルチコピー機で自分で操作するので、個人情報が他人の目に触れることはありません。証明書取得後のデータは残りません。

**利用時間** 6時30分～23時

※12月29日～1月3日およびメンテナンス時を除く。

**利用できる店舗** キオスク端末またはマルチコピー機を設置している全国のコンビニなど

**取得できる証明書** ▷住民票の写し ▷住民票記載事項証明書 ▷印鑑登録証明書 ▷所得証明書 ▷所得課税(非課税)証明書

**利用方法** ①マルチコピー機のメインメニューから「行政サービス」を選択する。②マイナンバーカードを読み込ませ、利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号を入力する。③証明書の種別・枚数を選択し、印刷する。

**問い合わせ先** ▷住民票など…市民課(☎43-7127)、上下支所市民生活係(☎62-2114) ▷所得証明書など…税務課(☎43-7121)

## 市役所・上下支所でのマイナンバーカードの申請と受け取り

平日だけでなく、毎月第2日曜日とその前日の土曜日にも申請と受け取りができます。

申請	市民課			上下支所		
	平日	8時30分～17時	要予約 ※2日前まで。	平日	8時30分～17時	要予約 ※2日前まで。
木曜日	8時30分～18時45分					
5月7日(土) ・8日(日)	9時～13時					
受け取り	平日	8時30分～17時	予約不要	平日	8時30分～17時	予約不要
	木曜日	8時30分～18時45分	予約不要			
	5月7日(土) ・8日(日)	9時～13時	要予約 ※5月6日(金)まで。			
持参するもの	本人確認書類、通知カードまたは個人番号通知書、お持ちの人は住民基本台帳カード					
申し込み・問い合わせ先	市民課 (☎43-7127)			上下支所市民生活係 (☎62-2114)		

※My府中からも申し込みができます！